

## 「2019 年度高等学校募集要項」訂正

### 4 ページ 7. 納入金の下段

(誤)

※「高等学校等就学支援金」制度では、授業料の支援として「市町村民税所得割額」が 30 万 4200 円（世帯年収 910 万円程度）未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。



(正)

※「高等学校等就学支援金」制度では、授業料の支援として「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額が 50 万 7000 円（世帯年収 910 万円程度）未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。